

放課後等デイサービス事業所及び緊急時受入れ事業所の基本仕様

1 建築工事（放課後等デイサービス）※一部内容は、緊急時受入れ事業と共通

No.	項目	仕様等
1	指導訓練室の確保	指導訓練室として、公募要項 4 (1)-2 イの基準を遵守し、児童が活動するスペースを確保すること。
2	指導訓練室の面積	児童 1 人当たり 4 m ² を確保し、10 人分× 2 室又は 20 人分× 1 室を確保すること。この場合、既存の間仕切り壁等を必要な範囲で除却すること。
3	児童の更衣スペースの確保	児童の更衣スペースを男女別に確保すること。
4	カームダウンスペースの確保	児童が気持ちを落ち着かせるためのカームダウンスペースを確保すること。
5	安全及び衛生に対する配慮	採光、換気等の保健衛生上の配慮を十分に行うこと。壁・建材の角にはガードを設置するか面取りをすること。ドアには指はさみ防止措置を施すこと。
6	安全及び衛生に対する配慮	利用する障害児及び障害者の特性を踏まえ、壁の必要な範囲にクッション材等により安全対策を施すこと。 また、壁の素材はアレルギーに配慮した建材とすること。
7	安全及び衛生に対する配慮	利用する障害児及び障害者の特性を踏まえ、既存の掃き出し窓に飛散防止フィルムを貼るほか、周囲に安全対策を施すこと。 また、ガラスを更新する場合は、強化ガラスとすること。
8	安全及び衛生に対する配慮	児童のトイレトレーニング等に伴い、シャワー設備を設置すること。
9	安全及び衛生に対する配慮	事務室等、適切な場所に学校 110 番非常通報装置を設置すること。
10	防音対策	利用する障害児及び障害者の特性を踏まえ、岩綿吸音板等により天井の防音対策を施すこと。
11	下駄箱	下駄箱は、児童、保護者、職員等の靴が 40 人以上入るものとし、転倒防止対策を行うこと。
12	収納	運営に必要なかつ十分な収納等を設置すること。

13	事務スペース及び更衣スペースの確保	公募要項 4 (1)-2 イの基準を遵守し、職員の事務スペースを確保すること。 また、更衣スペースを男女別に確保すること。 なお、事務スペース及び更衣スペースは、緊急時受入れ事業の従事職員と共用とする。
14	相談室の確保	公募要項 4 (1)-2 イの基準を遵守し、相談室を確保すること。

2 建築工事（緊急時受入れ事業）

No.	項目	仕様等
1	居室の確保	緊急時受入れ事業に使用する居室は、公募要項別紙 3（以下「別紙 3」という。）に①で示す居室とし、トイレ及び浴室を設置すること。 また、居室は間仕切壁により寝室とリビング・ダイニングに分けること。
2	職員待機室の確保	別紙 3 に②で示す居室は、間仕切り壁を設置し、①で示す居室と隣接する側を緊急時受入れ事業の職員待機室として、廊下への出入り口を設置すること。他方は、放課後等デイサービスの相談室とすること。 この場合、既存の間仕切り壁等を必要な範囲で除却すること。
3	出入り口	別紙 3 に③で示す厨房は、緊急時受入れ事業の出入り口とすること。
4	洗濯機及び乾燥機の置き場の設置	別紙 3 に③で示す厨房内に、洗濯機及び乾燥機の置き場を設置すること。
5	放課後等デイサービスとの間仕切壁	放課後等デイサービスと緊急時受入れ事業の利用者は、非常時以外は相互に行き来しないため、施錠できる扉の付いた間仕切り壁を設置すること。

3 電気設備工事

No.	項目	仕様等
1	照明器具	一般照明、非常照明及び誘導灯について、全て LED で飛散防止の器具へ更新すること。

4 機械設備工事

No.	項目	仕様等
1	エアコン	既存のビル用マルチエアコンのシステムを使用することとし、建物所有者が別途指定する内容を踏まえて全て更新すること。
2	給湯設備	手洗いや浴室で温水が使用できるように給湯設備を設置すること。
3	トイレ	既存の幼児用小便器及び幼児用大便器は、全て一般用に更新し、洋式便器は温水洗浄暖房便座とすること。 なお、数量は既存のトイレのスペースを基にして算出し、設置可能な上限とすること。
4	手洗い	各指導訓練室及びトイレの手洗いについては、温水手洗いを採用すること。